

「きよすレインボーネット」の運用について

1. 利用状況

(1) 登録状況

項 目	登 録 数 (清須市)		登録数 (2市1町合計) H29. 8. 10
	H29. 1. 27	H29. 8. 10	
患 者	6 名	1 3 名	4 7 名
施 設	4 4 カ所	6 1 カ所	1 5 7 カ所
利用登録者	7 7 名	1 1 2 名	3 1 6 名

(2) 利用者と運用開始時期

(平成 29 年 8 月 10 日現在)

	対象者	運用開始
1	女	H27. 10. 7
2	男	H27. 10. 8
3	女	H28. 11. 10
4	女	H28. 11. 19
5	女	H28. 11. 28
6	男	H29. 1. 18
7	男	H29. 2. 16
8	男	H29. 3. 16
9	男	H29. 3. 16
10	男	H29. 4. 17
11	男	H29. 4. 28
12	女	H29. 6. 2
13	男	H29. 7. 3

2 電子@連絡帳「レインボーネット」の今後の運用について

(1) 課題

平成28年度より2市1町がレインボーネットを利用しているが、まだ十分に活用されていない状況であるため今後検討が必要である。その理由として6月21日尾張中部医療圏在宅医療・介護連携推進協議会第1回ワーキング部会で出された意見は下記のとおり。

- ① 各市町で規約が異なっているため、関係者が利用しにくい。
- ② 知名度が低い。
- ③ 患者の主治医の同意が出てからの運用となる。

(2) 各市町の相違点と対応【案】 (別添資料2参照)

ページ数	該当箇所	各市町の状況		
		市町名	変更前	変更後【案】
P2 8 役割	(2) 事業責任者 ア 登録申請	北名古屋市	文書（電話）のみで登録	2市1町統一し、文書（電話）とオンラインのどちらでも登録できるようにしてはどうか
		清須市	オンラインのみで登録	
		豊山町	両方の方法で登録	
	(2) 事業責任者 ウ 利用者追加登録と証明書追加発行	北名古屋市	行政が付与	2市1町統一し両方の方法で付与できるようにしてはどうか
		清須市	登録している事業責任者が付与	
		豊山町	両方の方法で付与	
P3	誓約書の提出 (利用規約・セキュリティポリシーの厳守)	北名古屋市	なし	2市1町統一し、誓約書の提出を必要としてはどうか
		清須市		
		豊山町	豊山町のみ実施	
P4 9 利用手順	(4) 登録 ア 患者・チームメンバーの登録	北名古屋市	口頭で報告を受け登録	2市1町統一し、登録申請書の提出を受け、登録をしてはどうか(清須市は変更なし)
		清須市	患者登録・支援チーム登録申請書の提出を受け	
		豊山町	登録	

(3) 尾張中部医療圏を含めた検討事項【案】 (別添資料2参照)

ページ数	検討事項	内 容
P1 4	利用できる事業所	現行) 西名古屋医師会・西春日井歯科医師会・西春日井薬剤師会の会員 改正案) 医療法における医療提供事業所 患者が利用している医療機関は広域的であるため尾張中部医療圏以外の医療機関も参加も可能にしてはどうか。
P3 8	(3) かかりつけ医の役割	支援チームのリーダーとなり患者への説明や同意書の保管をかかりつけ医のみに担当して頂くのは業務の負担が大きいため、他の職種も可能にしてはどうか。 チームメンバーに医師が参加していない場合も患者登録ができ情報共有をできるようにしてはどうか。
P4 9	(2) 同意書の保管	かかりつけ医と患者が保管であったが、保管先をかかりつけ医の代わりに行政にしてはどうか。